

## ほんの少しの行動が生死を分けることも 高速道路上で停止した場合の 対処について



今年5月、東北自動車道下り線において、車両故障のため路肩に停車していた貸切バスに大型トラックが追突し、死傷者がが出る痛ましい事故が発生しました。輸送の安全確保は、自動車運送事業者の最大の使命です。万一、自車が

軽い事故や車両故障のため高速道路上で停車した場合、取るべき対処について紹介します。ドライバーおよび乗客、積まれた商品を守るために、事業者の皆さまは改めて周知徹底をお願いします。

### 高速道路上で停止した際の対処

#### ① 絶対に歩き回らない

事故などでやむを得ず停止した場合は本線・路肩を歩き回らないこと。速やかに車両を路肩に移動させ、移動が不可能な場合は②以降の対処を最優先してください。

#### ② 後続車が気づくよう合図

後続車が停止車両に気づいているとは限りません。「ハザードランプ点灯」「発炎筒の発火」「停止表示器材(三角表示板)の設置」など、後続車両に対する安全措置をとってください。

※緊急停止した際に停止表示器材の表示義務を怠った場合「故障車両表示義務違反(反則金・違反点数あり)」となります。

#### ③ 安全な場所へ避難

ドライバーも同乗者も全員、通行車両に十分注意しながら車を降り、ガードレールの外側など安全な場所に待避してください。車の中にとどまるることは後続車から追突される恐れがあり危険です。

#### ④ 避難をしてから通報

「110番」「非常電話」「**道路緊急ダイヤル (#9910)**」などで通報してください。非常電話は本線上1kmおき、トンネル内は200mおきに設置。道路緊急ダイヤルは携帯電話からも発信できます。

### 運転中の後続車の対処

#### ① 情報キャッチ

道路の異常は「道路交通情報板」「ハイウェイラジオ」などで情報提供が行われています。“この先事故停滞中”“故障車あり”といった情報を確認したら速度を控えめに、十分注意して走行してください。



#### ② 危険予測

停止車両の近くや陰に人がいる場合があります。常に人が出てくるかもしれないことを予測し、万一の危険に備えてください。